

「家庭における権利擁護」

～ 親だからできること、

気をつけないといけないことは何だろう

日時：2022年2月26日(土)10:00～12:00

一般財団法人フィールド・サポート^{えん}em. 代表理事

／社会福祉士／日本福祉大学 実務家教員

栗原 久

* 法人の名称は「現場に出向く支援」の“フィールド・サポート”、「エンパワーメント (empowerment)」の“em”、「縁(えにし)」の“えん”、「支援」の“えん”を、意味しています。

1. 自己紹介

昭和54年度(1979年度)～ 障害者問題に関わる(施設訪問や地域での介護等)

平成2年度(1990年度)～平成27年度(2015年度)

(一財)箕面市障害者事業団職員(喫茶店の現場や、就労支援等)

平成27年度(2015年度) (一財)箕面市障害者事業団を退職

(一財)フィールド・サポートem.を設立(研修・講演・コンサルティング等)

* 令和4年(2022年)4月には、**障害者虐待防止研修用DVD**を、3本発売予定

1本目:障害者虐待防止に向けて～職場での相談と、行政への通報について

2本目:障害者虐待防止に向けて～身体拘束等の適正化について

3本目:障害者虐待防止に向けて～虐待防止委員会・身体拘束等適正化検討委員会と、権利擁護の視点について

* 撮影協力:(福)ぷくぷく福祉会(ロールプレイ)

ミニ講義:(一財)フィールド・サポートem.代表理事 栗原 久(社会福祉士)

監修・著作:(一財)フィールド・サポートem.

制作・著作:(株)シルバーチャンネル

* 販売は(株)シルバーチャンネル、Amazon等で1本2,750円(税込)

2. 障害者にとっての親について考えてきたこと

(1) 学生時代に学んだ 重度身体障害者からの問題提起

～ 「親からの自立」ということ

(2) 知的障害のある職員と、共に働く中での経験

～ 「ここは施設ではなく、雇用の場」との強い思いから、時に、親の方々とぶつかってしまったことと、省み

(3) 企業就労支援をする中で気づいた、本人に対する親の見方

～ 「うちの子(親にとっての「子」という意味で、大人であるが)は、何でもできるので、就職はできるはず」との期待を語る方と

「うちの子は、何もできないので、就職なんて無理」というあきらめを語る方

やりとりを通じて感じたことは、「できる」「できない」は、いずれも親の見方であり、社会の中でも同じとは限らないということ

* 「見る－見られる」関係そのものが、本人の意識や行動に影響を 3

与えているということ～このことは支援スタッフにおいても同じ

3. 「何かができない」とされることは本当か？との疑問

(1) 企業面接の場面で、うまく自己紹介等できないために、不採用になりそうになったAさん

～ 私たちは相手の言語能力の高低で、相手のその他の力まで押し量ってしまっていないだろうか？家庭では？

(2) 喫茶店での仕事を通じて、字を覚えたいと言ったBさん

～ 私たちは、経験不足故に、「今はできていないこと」を当たり前のように思っていないだろうか？家庭では？

本人の意欲に応えた対応をしていくことの大切さを学んだ

(3) ポスティング用チラシを半分にうまく折れなかったが、型枠を使ったら、うまくいったCさん

～ 私たちは、本人が力を発揮し易いような工夫(合理的配慮)を試みているだろうか？家庭では？

合理的配慮＝ヒト・モノ・ルール(の変更)の視点で！

4. この40年間の障害観、障害者観の変化について

(1) ICFの前身のICIDH(国際障害分類、WHO、1980年)における

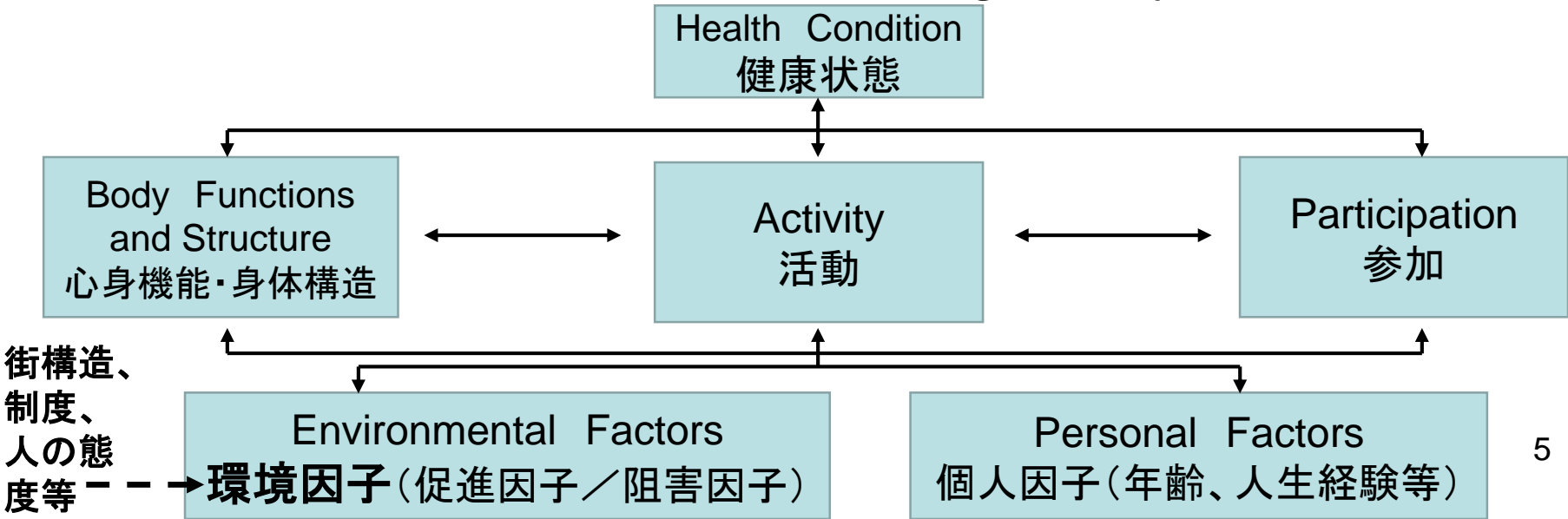
障害の捉え方

International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps



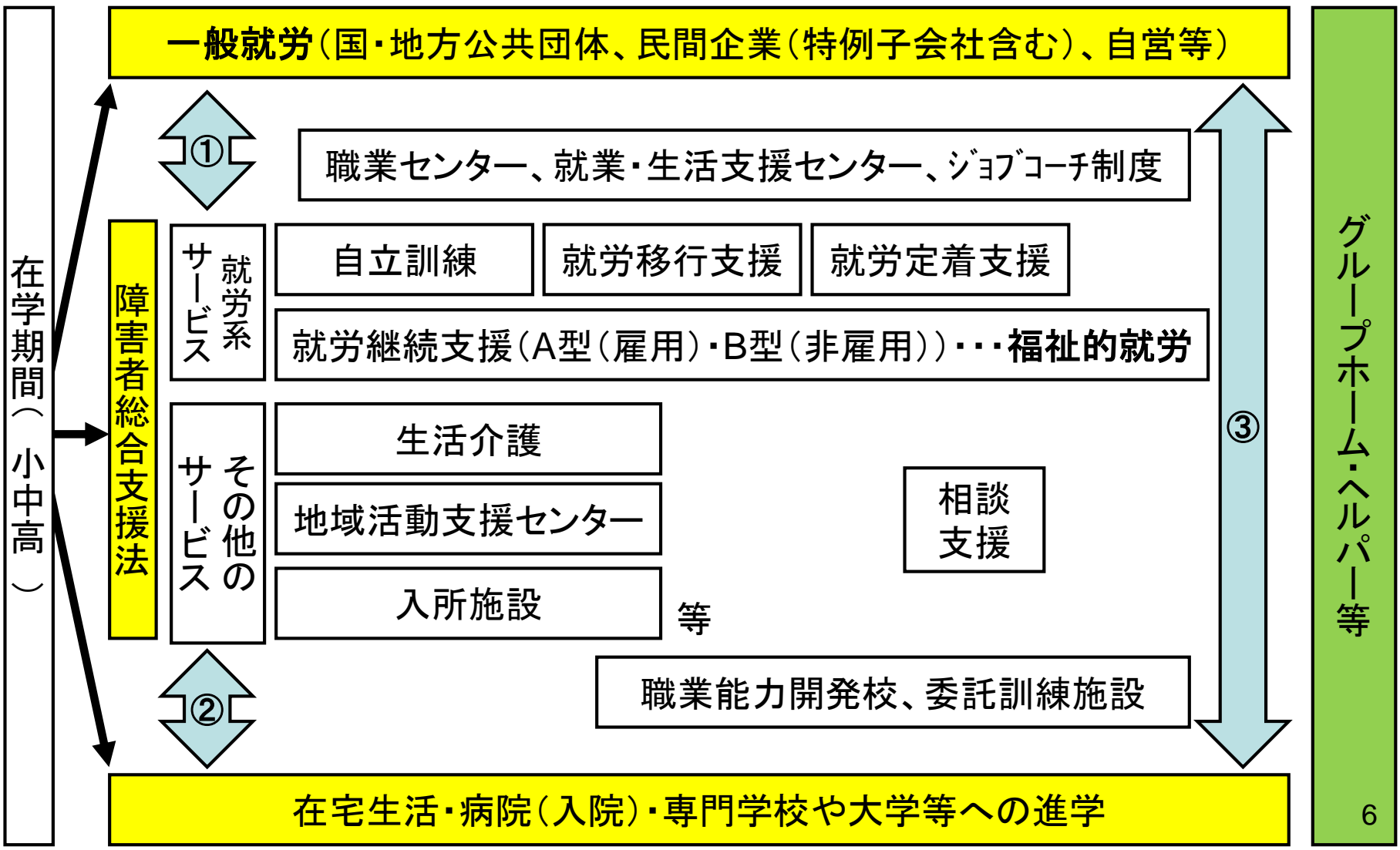
(2) ICF(国際生活機能分類、WHO、2001年)における障害の捉え方

International Classification of Functioning, Disability and Health



5. 「家庭における権利擁護」～親だからできること

(1) 成人した後、本人の支援は、社会につないでいくことを応援すること



5. 「家庭における権利擁護」～親だからできること

(2) 親も本人とともに、差別や偏見にあってきたからこそ、障害者差別解消法に基づき、社会へのアプローチ

禁止される差別	<p>不当な差別的取扱い</p> <p>① 正当な理由なく、障害を理由として、次のようなことを行うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) お店や役所でのサービス等の拒否、2) 場所・時間帯等を制限 3) 障害者でない者には付さない条件を付ける <p>② 正当な理由の判断の視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合で、 2) 個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断し、 3) 障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める
合理的配慮の不提供	<p>① 「障害の社会モデル」に基づく社会的障壁(事物、制度、慣行、観念)の除去</p> <p>② 意思の表明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本人の意思表示、2) 家族等の補佐、 3) コミュニケーションが困難な者が単独の場合⇒建設的対話(声かけ等) <p>③ 過重な負担にならない範囲での実施(事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財務・財政状況等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断)</p> <p>④ 過重な負担でできない場合⇒障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める 代替措置(過重な負担にならない範囲)の実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="1197 821 1516 1042"> <p>A</p> </div> <div data-bbox="1545 821 1864 1042"> <p>B</p> </div> </div>

5. 「家庭における権利擁護」～親だからできること

(3) 意思決定支援について、長年関わってきたからこそ分かる、本人の意思表示について、障害福祉サービスのスタッフに伝えること

- ① 本人の意思決定支援は、親しかできないということはないし、逆に親が本人の意思決定を損なっている場合もある。
- ② しかし、一方、長く関わってきたからこそ、分かることもあり、関わりの浅いスタッフに、自分の経験を話してもらうことは有益。
- ③ 逆に、スタッフが試みた方法を親に伝え、家庭ではできなかった発想を知ってもらった例もあり、相互の連携が重要である。
- ④ **厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部(2017)『障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン』**2.から引用
ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等(保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。)の他に、必要に応じて・・・障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(1) 虐待防止の視点

① 障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)について

第一章 総則……………第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

第二章 **養護者**による障害者虐待の防止、**養護者**に対する支援等

第三章 **障害者福祉施設従事者等**による障害者虐待の防止等

第四章 **使用者**による障害者虐待の防止等

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等…**学校・保育所等・医療機関**

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

第七章 雑則

第八章 罰則

附則

養護者 (親等)	福祉施設 従事者等	使用者 (企業)
---------------------	----------------------	---------------------

×

身体的 虐待	性的 虐待	心理的 虐待	放棄・ 放置	経済的 虐待
-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(1) 虐待防止の視点

② 養護者による障害者虐待の事例

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
(2020)『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和2年10月)』,90-91.から引用

平成 25 年度の厚生労働科学研究費補助金で、「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」が行われました。その中で収集された養護者による障害者虐待と対応の事例を示します。

事例1 女性 知的障害(身体的虐待)

母から「しつけ」として叩かれる。生活介護事業所が通報。サービス等利用計画を変更し、行動援護の利用を追加。相談支援専門員が自宅訪問し、モニタリングを定期的に行う。

事例2 男性 知的障害(身体的虐待)

行動障害がある本人が、母を叩く等の他害行為を行うと、「クールダウン」のために着衣のまま冷水をかけることがあると母から報告を受けて、居宅介護事業所が通報。要見守りケースとして、自宅訪問時の様子観察を継続。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(1) 虐待防止の視点

② 養護者による障害者虐待の事例

事例3 男性 知的障害(経済的虐待)

A市の支給決定を受け、B市にある入所施設で生活していたが、妹の夫から本人の貯金を貸してほしいと相談あり。施設側が拒否すると、脅迫的な言動があったため、虐待防止センターへ通報。妹夫婦からは施設の契約を解除し自宅に引き取ると言われる。措置に切り替えることを検討したが、妹夫婦と交渉の結果、措置に切り替えずに本人も財産も守ることができた。

事例4 女性 知的障害(性的虐待)

介護保険で要支援の判定を受けた母と本人の2人世帯。母の知人男性がしばしば家に来て、通院や買い物等母の手伝いをしているが、その男性に性的な嫌がらせを受けていると、通所先の事業所へ訴えがあり発覚。事業所が虐待防止センターへ通報。本人の了解をとり、短期入所の利用。虐待防止ネットワーク会議を開催し、警察から男性へ注意喚起してもらおう。翌日、行政、保健師、相談支援事業所、通所事業所が集まり、今後の方向性や役割について話し合う。現在は訴えた内容のことはなくなっている。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(1) 虐待防止の視点

② 養護者による障害者虐待の事例

事例5 女性 精神障害(身体的虐待・心理的虐待)

両親と姉、姉の内縁の夫と同居。姉の障害理解が乏しく、本人の病状に対する苦言、身体の一部をつねる、ぶつ等によるアザや極端な他者へのおびえが見られたことからクリニックのスタッフが区と相談し、任意入院とする。姉は虐待防止センター、相談支援専門員、クリニックのスタッフからの接触を拒否。退院後は家族のもとに戻り、支援者らで見守りを継続中。

事例6 男性 精神障害(身体的虐待・経済的虐待)

家庭内において義兄から日常的に暴力を受け、丸刈りにされ、年金を使われる。本人が警察や虐待防止センターに逃げ込んで相談開始。緊急ショートステイを経て生活保護を受給し、グループホームと就労移行支援を利用。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(1) 虐待防止の視点

② 養護者による障害者虐待の事例

事例7 女性 身体障害(放棄・放置)

本人はベッド上で寝たきり状態での生活だが、排泄や身体面、食事の世話を母親がしていない。支援に入っていたヘルパーより役場へ通報、相談支援事業所も対応し、サービスの見直しを検討。

事例8 女性 身体障害(身体的虐待)

ヘルパーが本人のあごにアザを発見。夫に確認したところ息子が殴ったとの話があり、通報。夫と面談し、虐待が日常的に行われていないことを確認。市虐待防止センターが協議し、訪問介護を利用していることから、緊急的な介入の必要はないと判断。現在、訪問介護事業所と見守りを継続中。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(1) 虐待防止の視点

③ 養護者虐待の虐待行為の類型と経済的虐待の内容

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 (2021)『令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書(令和3年3月)』,5-6.から引用

表7-1 虐待行為の類型(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,057	65	488	248	342	2,200
構成割合	63.9%	3.9%	29.5%	15.0%	20.7%	—

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,655件に対するもの。

表7-4 経済的虐待の内容(複数回答)

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	272	4	2	130	408
構成割合	79.5%	1.2%	0.6%	38.0%	—

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数342件に対するもの。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(1) 虐待防止の視点

④ 養護者虐待の発生要因や状況

表19-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮(経済的問題)	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	360	235	186	638	307	240	93
構成割合	21.6%	14.1%	11.2%	38.3%	18.4%	14.4%	5.6%

(注) 構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

① 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室(2020)『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和2年10月)』,83-84.から引用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、**成年後見制度の活用**も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法第9条第3項においても、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)を行うことが定められています。…

成年後見制度とは別に、都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う**日常生活自立支援事業**も実施されており、これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

② 成年後見制度の概要(法務省パンフから引用 <https://www.moj.go.jp/MINJI/pdf/pamphlet.pdf>)

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	<p>本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度 (本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。)</p>	<p>本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度</p>
申立手続	<p>家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要</p>	<p>①本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える内容の契約(任意後見契約)を締結 ⇒この契約は、公証人が作成する公正証書により締結することが必要 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立て</p>

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

② 成年後見制度の概要(法務省パンフから引用 <https://www.moj.go.jp/MINJI/pdf/pamphlet.pdf>)

	法定後見制度	任意後見制度
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方(注1)
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等(注2)の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任	全件で選任

(注1) 本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要です。ただし、本人が意思を表示することができないときは必要ありません。

(注2) 後見監督人等＝任意後見制度における任意後見監督人
 法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、
 補助監督人

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

② 成年後見制度の概要(法務省パンフから引用 <https://www.moj.go.jp/MINJI/pdf/pamphlet.pdf>)

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など(注3)		
成年後見人等の同意が必要な行為	(注4)	民法13条1項所定の行為(注5)(注6)(注7)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注3)(注5)(注7)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注4)	同上(注5)(注6)(注7)	同上(注5)(注7)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注3)	同左(注3)

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

② 成年後見制度の概要(法務省パンフから引用 <https://www.moj.go.jp/MINJI/pdf/pamphlet.pdf>)

(注3) 本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注4) 成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注5) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注6) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注7) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

③ 成年後見人等と本人との関係について

		令和2年1月から12月		平成12年4月から平成13年3月		
親族	19.7%	配偶者	1.5%	90.9%	配偶者	18.6%
		親	1.4%		親	9.6%
		子	10.6%		子	34.5%
		兄弟姉妹	2.8%		兄弟姉妹	16.1%
		その他親族	3.4%		その他親族	12.1%
親族以外	80.3%	弁護士	21.0%	9.1%	弁護士	4.6%
		司法書士	30.4%			
		社会福祉士	14.8%			
		社会福祉協議会	4.0%			
		税理士	0.2%			
		行政書士	2.9%			
		精神保健福祉士	0.1%			
		市民後見人	0.8%			
		その他法人	5.5%			
		その他個人	0.6%			
						知人
			法人	0.4%		
			その他親族外	3.2%		
合計	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%

* 最高裁判所事務総局家庭局(2021)「成年後見関係事件の概況」
 (https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryou/kouken/index.html).の各年統計を元に加工

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

④ 社会福祉法人昴(2018)『成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究報告書(平成30年3月)』について(感想は口頭で)

以下、事業要旨から引用(P.1)

調査1 市町村及び指定特定相談支援事業所に対する、成年後見制度利用者の実態把握調査

調査対象 市町村 550(1,718 の中から抽出)及び、指定特定相談支援事業所 1,500 計 2,050 通(回答数 988 通・回答率 48.2%)

調査2 障害者支援施設(主として知的障害を対象にした施設)利用者の成年後見制度利用実態把握調査

調査対象 日本知的障害者福祉協会に加盟する全ての入所施設 1,599 通(回答数 673 通・回答率 42.1%)

調査3 市町村社会福祉協議会の法人後見実施状況調査

調査対象 市町村社会福祉協議会の内、支部社会福祉協議会を除いた全ての市町村社会福祉協議会計1,625 通(回答数 1,092 通・回答率 67.2%)

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

④ 社会福祉法人昴(2018)『成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究報告書(平成30年3月)』について(感想は口頭で)

以下、「I 事業要旨」中の「結果」から引用(P.1~2、太字は加工)

1. 成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることについて調査1及び調査2の結果から、成年後見制度の申立ての背景には、主として知的障害または精神障害がある障害者の「親亡き後」の対応として、障害のある本人の「預貯金等の管理・解約」や、「障害福祉サービスの契約」、「身上監護」を後見人等に期待し、**本人が40歳程度、親が60歳程度以上になって申立てを行う場合が多いことが推測された。**

これらのことから、障害のある本人が40歳代を迎える頃に、「親亡き後」を考える親や家族を対象にして、基幹相談支援センターや成年後見制度利用促進基本計画により、市町村に設置の努力義務が定められた「中核機関」等が実施主体となり、成年後見制度申立てのための研修会や相談会を行うことにより、成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることが考えられる。

2. 入所施設からの地域移行に関して後見人等が果たした役割について

調査1の問2⑰「施設入所者の地域移行に対する後見人等の関与」によれば、施設入所している被後見人等の地域移行について、後見人等から相談・提案があったという回答は、4634人中223件であったが、地域移行について反対されたという24回答も280件あった。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

④ 社会福祉法人昴(2018)『成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究報告書(平成30年3月)』について(感想は口頭で)

また、調査2の1(3)「施設からグループホーム等へ地域移行した利用者数」では、「地域移行を主導した人」を聞いている。回答で最も多かったのは、「施設側が中心となって、本人の生活支援の観点から地域移行を行った」で、7368人中4432人(60.1%)を占めた。次いで、「本人の意思の尊重の観点から地域移行を行った」の3489人(47.4%)、「家族の希望で地域移行を行った」1674(22.7%)であった。「後見人等が中心となって、本人の身上監護の観点から地域移行を行った」は54人であったが、後見人等が選任されている人487人の中の11.0%となっており、他と比較して低い比率となっていた。

これらの調査結果を見る限り、成年後見人等が被後見人の身上監護において、期待された役割を果たせていないように思われた。

調査2の後見人等の身上監護の活動実態の結果から、後見人等の多くは本人への面会は月1回行われておらず、面会した際の時間は30分以下が多くを占めていた。調査1及び調査2から、被後見人等の多くは重度の知的障害をもつ者であることが明らかとなっているが、後見人等のこれらの実態を前提に、後見人等が重度知的障害をもつ被後見人等の生活状況を把握し、本人の意思の尊重や意思決定の支援を行うことが可能であるか、本人の地域移行について、期待される役割を果たすことが可能であるかについて、さらに検討を加えることが必要である。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

⑤ 意思決定支援ワーキング・グループ(2020)『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2年10月)』について

以下、「第1 はじめに」から引用(P.1、太字は加工)

1 ガイドライン策定の背景

2017年(平成29年)3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることが目標とされ、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされている。

このような背景には、2000年(平成12年)の成年後見制度発足以来、財産保全の観点のみが重視され、**本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されてきたことがある。**そのため、今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要がある。

民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項においても、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められている。しかし、**実務においては、本人の判断能力が低下していることを理由に、本人の意思や希望への配慮や支援者等との接触のないまま後見人等自身の価値観に** 26 **基づき権限を行使するなどといった反省すべき実例があったことは否定できない。**

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

⑤ 意思決定支援ワーキング・グループ(2020)『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2年10月)』について

以下、「第2 基本的な考え方」から引用(P.2~4、太字は加工)

1 本ガイドラインにおける意思決定支援の定義

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう。

本ガイドラインにおける意思決定支援は、本人の意思決定をプロセスとして支援するものであり、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援(**意思形成支援**)と、本人が意思を表明することの支援(**意思表明支援**)を中心とする(なお、形成・表明された意思をどのように実現するかという**意思実現支援**は、本ガイドラインにいう意思決定支援には直接には含まれないが、後見人等による身上保護の一環として実践されることが期待される。)

本ガイドラインにおける意思決定支援は、後見人等による「代行決定」とは明確に区別される。すなわち、①意思決定支援が尽くされても本人による意思決定や意思確認が困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる可能性が高い場合のいずれかにおいて、

最後の手段として、後見人等が法定代理権に基づき本人に代わって行う決定(代行

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

⑤ 意思決定支援ワーキング・グループ(2020)『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2年10月)』について

以下、「第2 基本的な考え方」から引用(P.2~4、太字は加工)
決定)とは区別されるものである。

2 本ガイドラインにおける意思決定能力の定義

意思決定能力とは、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力であるが、意思決定を行う場面では通常次の4つの要素が必要と考えられる。

- (1) 意思決定に必要な情報を理解すること(**情報の理解**)
- (2) 意思決定に必要な情報を記憶として保持すること(**記憶保持**)
- (3) 意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること(**比較検討**)
- (4) 自分の意思決定を口頭又は手話その他の手段を用いて表現すること(**意思の表現**)

3 本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

(1) 意思決定支援の基本原則

第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

⑤ 意思決定支援ワーキング・グループ(2020)『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2年10月)』について

以下、「第2 基本的な考え方」から引用(P.2~4、太字は加工)

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思(推定意思)に基づき行動することを基本とする。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

6. 「家庭における権利擁護」～気をつけないといけないこと

(2) 成年後見制度の活用

⑤ 意思決定支援ワーキング・グループ(2020)『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2年10月)』について

以下、「第2 基本的な考え方」から引用(P.2~4、太字は加工)

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

以下、「【様式1】 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート」から引用(「Ⅱ. 支援環境の調整等」の一部を抜粋)

**支援者が本人の理解、記憶、比較検討を支援するために、ⅢやⅣで行う工夫
検討をした項目を○で囲む**

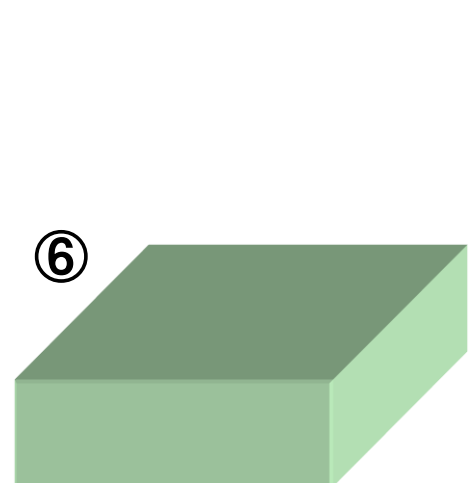
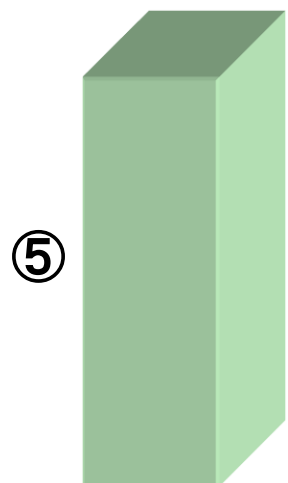
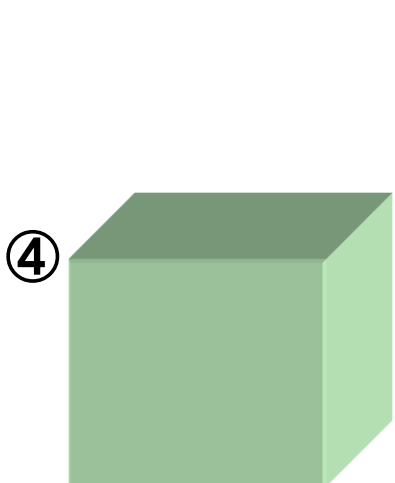
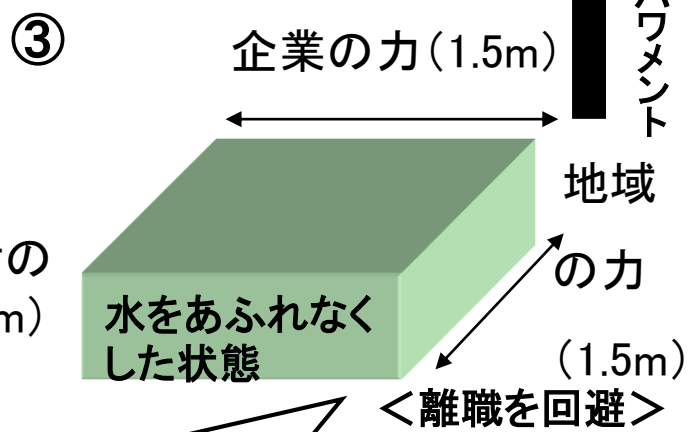
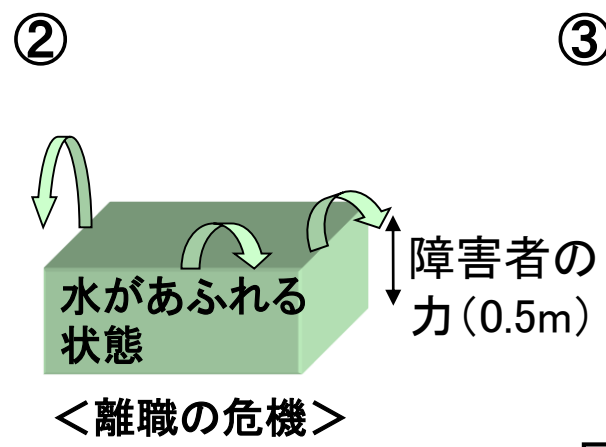
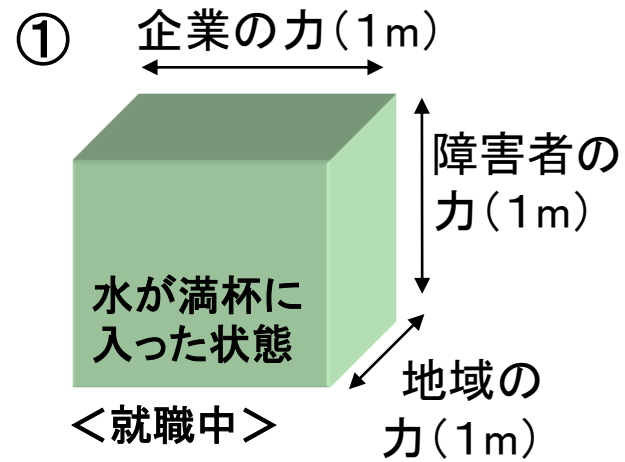
- 本人の真意を探る 開かれた質問で尋ねる
- 本人に説明させその理解を確認する
- 選択肢につき比較のポイントを示す 文字にする 図や表を使う
- ホワイトボード等の使用 他者からの不当な影響の排除
- コミュニケーションに時間をかける 時の経過や状況により意思が変化することを許容する 意思決定を強めない 再度の確認(重要な決定の場合) その他()

Ⅲは「ミーティング前の本人への趣旨説明」、Ⅳは「本人を交えたミーティング」³⁰

7. 水槽モデルを家庭にあてはめて考えると

<箕面市障害者事業団の実践から生み出した水槽モデル、

栗原(2000) >



③は、企業の力と地域の力を伸ばして離職を回避する意味です。更に、そうした合理的配慮や環境整備の結果、障害者自身の力が一層発揮され(エンパワメント)、結果としてより大きな水槽(安定した雇用)となる事も可能です。これはICFの相互作用にも通じる考え方です。(水槽モデル2019バージョン)

* 一口に「就職できている」と言っても、④⑤⑥では、状態が全く違います。

8. 戦後障害者福祉法制度の流れ(暦年表示)

1949 身体障害者福祉法
 1947 児童福祉法
 1960 知的障害者福祉法(当時:精神薄弱者福祉法,1999改正)
 1950 精神衛生法 → 1987 精神保健法 → 1995 精神保健福祉法
 2003 支援費制度
 2005 自立支援法(2006施行) → **2012 総合支援法**
 (2013施行、
 2014難病患者等が福祉
 サービス対象等に追加)
 2004 発達障害者支援法(2005施行)

福祉
分野

1955 ILO第99号勧告
 1971 精神薄弱者(知的障害者)の権利宣言
 1975 障害者の権利宣言 1981 国際障害者年(1983~国連10年)
 1990 ADA(米国) 2006 障害者の権利条約
 2007 日本が権利条約に署名
 2014 日本が権利条約を批准

国際
動向

1970 心身障害者対策基本法 → 1993 障害者基本法(三障害)
 (精神障害者は含まれず、
 「欠陥」の文言もあり)
 2004 障害者基本法改正(差別の禁止)
 2011 同法 大幅改正(差別禁止、合理的配慮)

社会的障壁
社会モデル

虐待防止法等 児童(2000),DV(2001),高齢者(2005,2006施行),
 障害者(2011,2012施行,家庭・施設・事業所等)

2013 差別解消法(2016施行)

1960 身体障害者雇用促進法
 1976 身体障害者の雇用義務化
 (1976施行)
 2005 精神障害者
 雇用率に算定
 (2006施行)
2013 障害者雇用促進法改正
 (精神障害(発達障害を含む)が追加)

労働
分野

1987 障害者雇用促進法に改正
 知的障害者、雇用率に算定(1988施行)
 ※ 雇用義務化とは
 法定雇用率の算定基礎(下式の分子)に加える意味

2016 差別禁止、合理的
 配慮提供義務
 2018 精神障害者
 の雇用義務化(2023

$$\frac{\text{障害者である(常用労働者+失業者)数}}{\text{全体の(常用労働者+失業者)数 - 除外率相当労働者数}}$$

1997 知的障害者の
 雇用義務化(1998施行)
 まで法定雇用率引き上げ緩和)

9. 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ ～「目的」の変更と「基本理念」の新設

(1) 自立支援法から、総合支援法に変わる中での「目的」の変更

① 旧 障害者自立支援法 第1条(目的)

障害者及び障害児が**その有する能力及び適性に**応じ、**自立した**日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

② 障害者自立支援法を改正した 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) 第1条(目的)

障害者及び障害児が**基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい**日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。³³

9. 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ ～「目的」の変更と「基本理念」の新設

(2) 総合支援法で新設された「基本理念」

自立支援法を改正した 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) 第1条の2(基本理念)

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、**障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される**ものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び**どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。**

【参考文献(引用文献としてレジュメに記載したもの以外)】

- 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編(2012)『障害者虐待防止法活用ハンドブック』民事法研究会.
- 池田恵利子・公益社団法人あい権利擁護支援ネット編(2010)『エピソードで学ぶ成年後見人—身上監護の実際と後見活動の視点』民事法研究会.
- 池田恵利子・公益社団法人あい権利擁護支援ネット編(2014)『エピソードで学ぶ成年後見人Part II—虐待等対応と後見活動の視点』民事法研究会.
- 植戸貴子(2019)『知的障害児・者の社会的ケアへ—「脱親」のためのソーシャルワーク』関西学院大学出版会.
- 上山泰(2021)「わが国の成年後見制度と権利擁護支援」『社会福祉研究』(公益財団法人鉄道弘済会)142,36-44.
- 水島俊彦(2021)「『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』が目指すもの」『社会福祉研究』(公益財団法人鉄道弘済会)142,45-54.
- 関哉直人(2016)「法律家として、どう虐待にかかわるか」『実践 成年後見』(民事法研究会)61,45-51.
- 鈴木喜也「障害者虐待への対応と取組みの実際」『実践 成年後見』(民事法研究会)61,52-58.
- 田中晃(2021)「障害者虐待に対する成年後見人等の役割と実践—身体拘束を中心に、社会福祉士の視点から」『実践 成年後見』(民事法研究会)93,23-29.
- 福島健太(2021)「虐待事案における法律職後見人の役割」『実践 成年後見』(民事法研究会)93,30-35.
- 社会福祉法人花の会(2022)「お母さんは考えている!!」『花の会ニュース』191,4-5.

ご清聴、ありがとうございました。

なお、本日のレジュメ・資料をデータで入手希望の方は、下記までメールでその旨、お知らせください。

また、その他、当法人へのお問い合わせ等がございましたら、下記までよろしくお願い申し上げます。

まずはお電話か、メールでご連絡ください。

いっぱんざいだんほうじん ふういーるとさぽーと えん
一般財団法人フィールド・サポートem.

〒566-0001

大阪府摂津市千里丘1-3-17-505

E-MAIL : [fiel.suppo.em●gmail.com](mailto:fiel.suppo.em@gmail.com)

●を@に変えて下さい。

TEL : 06-6318-6177

FAX : 06-6318-6187